

# 新型コロナウイルスに関する対応などについて

## 市内の患者数

3月15日現在、市内在住の感染した患者の数は12人で、うち2人が退院、10人が入院中です。

## 感染症予防のために 日常生活に気を付けること

- 一人ひとりがこまめにせっけんで手洗いをする。咳やくしゃみが出る場合はマスクを着用し、手で咳やくしゃみを押さえない。
- 換気が悪く、人が密集して過ごすような空間に集団で集まることを避ける。
- 風邪症状のある場合は、外出を控える。

## 相談窓口

### ●「帰国者・接触者相談センター(市川健康福祉センター)」

☎047-377-1103(午前9時～午後5時平日のみ)

次の症状がある方はご相談ください。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
  - ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
- ※高齢者や基礎疾患のある方などは、上の状態が2日以上続く場合

### ●健康に関することや一般的なお問い合わせ

【市川市】(健康に関する電話相談窓口)

◎保健センター疾病予防課内

☎047-712-8551(午前8時45分～午後8時平日のみ)

◎あんしんホットダイヤル

☎0120-241-596(24時間365日)

【厚生労働省】(新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談)

☎0120-565653(午前9時～午後9時土日・祝日も実施)

【千葉県】(千葉県電話相談窓口)

☎043-223-2640(午前9時～午後5時土日・祝日も実施)

## 市民課窓口の混雑緩和にご協力ください

3月・4月は転出入される方が多く、仮本庁舎の市民課窓口は非常に混雑します。転出入の手続きは、大柏出張所、市川駅行政サービスセンター、信篤窓口連絡所、中山窓口連絡所、行徳支所、南行徳市民センターでも行えます。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、自宅近くの窓口を利用し、混雑の緩和にご協力ください。

下記の手続きは窓口以外でもできますので、ご活用ください。

| 手続き         | 方法  |
|-------------|---|
| 各種証明書の取得    | マイナンバーカードや住民基本台帳カードをお持ちの方はコンビニエンスストアのマルチコピー機で取得することができます。 |
| 転出の手続き      | 郵送で手続きを行うことができます。市民課までお問い合わせください。                         |
| LINEでの住民票申請 | 市公式LINEアカウントを友だち追加し、申請。アカウントの追加は右記二次元コードから                |



## 窓口の新型コロナウイルス対応にご協力ください。

- ①仮本庁舎と行徳支所の市民課窓口では、感染拡大防止のため下記の対応を行っています。
  - ・各窓口の入り口近くに消毒液、トイレにうがい薬を設置していますのでご利用ください。
  - ・飛沫感染予防のため受付カウンターに透明な仕切り板を設置しています。
  - ・お待ちいただいている方どうしが距離を取れるよう、待合用イスを間引きしています。
  - ・呼出番号をWeb上に公開し、待合場所以外でもスマートフォンなどで確認できるようにしています。

- ②感染した患者が発生しても業務を継続できるよう、**㊦**市民課の業務を勤労福祉センター本館との2カ所に、**㊧**市民課の業務を行徳公民館との2カ所にそれぞれ分けて行っています。

☎712-8649市民課、☎359-1116行徳支所市民課

## 施設の休館などの継続について

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、休校・休館などの対応を3月25日(水)まで継続しています。最新の情報は各施設までお問い合わせください。

## 4月の市民相談

㊦=仮本庁舎、㊧=行徳支所

| 相談名        | 会場・日程   | 相談時間                                     | 相談内容( )は相談員   | 相談名               | 会場・日程   | 相談時間                                 | 相談内容( )は相談員                                  |
|------------|---|--|---|-------------------|---|--------------------------------------|--|
| 民事一般       | ㊦・㊧ 毎週月～金曜日   | 8:50～12:00<br>13:00～17:00<br>(受付16:30まで) | 民事に関する一般的な相談、市政案内(市民相談員)  | 消費生活              | 消費生活センター 毎週月～金曜日(毎月第2・4土曜日は電話相談のみ)<br>消費生活センター<br>☎320-0666 | 10:00～16:00<br>(窓口及び電話相談)            | 消費生活に関する相談、苦情処理及び消費者トラブル解決のあっせん<br>(消費生活相談員) |
| 出張市民相談     | 大柏出張所 17(金)   |  |   | 多重債務<br>予約制       | ㊦ 7(火)、21(火)<br>㊧ なし  | 13:00～16:00                          | 多重債務に関する相談(弁護士)※予約制(消費生活センター☎320-0666)       |
| 行政書士       | ㊦ 13(月)<br>㊧ 20(月)  | 13:00～17:00<br>(受付16:30まで)               | 相続手続、遺言書、贈与、成年後見、契約書、官公署提出書類作成、外国人の在留などに関する申請など(行政書士)   | 人権擁護              | ㊦ 8(水)<br>男女共同参画・多様性社会推進課<br>☎322-6700                      | 13:00～16:00<br>(受付15:30まで)           | 家庭問題やいじめ、いやがらせなどの悩み<br>(人権擁護委員)              |
| 行政         | ㊦ 22(水)<br>㊧ なし   | 13:00～15:00<br>(受付14:30まで)               | 国、特殊法人などへの苦情や要望(行政相談委員)   | 女性のための法律相談<br>予約制 | 男女共同参画センター<br>毎週水曜日※休館日を除く<br>男女共同参画センター相談室<br>☎323-1777    | 13:00～17:00                          | 女性市民を対象とした法律相談(女性弁護士)                        |
| 登記         | ㊦ 1(水)<br>㊧ 15(水)   | 13:00～16:00<br>(受付15:30まで)               | 不動産登記、会社登記、境界調査など(司法書士・土地家屋調査士)   | 建築行政              | ㊦ 毎週月・金、第3水曜日<br>㊧ 毎週水(第3水除く)<br>建築指導課☎712-6335             | 9:00～17:00<br>(受付16:30まで)            | 建築にかかわる民事的な相談(中高層建築物を含む)<br>(建築行政相談員)        |
| 不動産取引      | ㊦ 6(月)、20(月)<br>㊧ 13(月)                                   | 13:00～16:00<br>(受付15:30まで)               | 土地・建物の売買や賃貸などのトラブル(宅地建物取引士)   | 労働<br>予約優先        | 勤労福祉センター<br>15(水)<br>産業振興課☎704-4131                         | 18:00～20:00                          | 労働上のトラブルに関する相談(社会保険労務士)                      |
| 弁護士法律(平日)  | ㊦ 2(木)、3(金)、10(金)、17(金)、24(金)、30(木)<br>㊧ 3(金)、10(金)、24(金) | 13:00～16:00                              | 相続・遺言、損害賠償、金銭貸借、離婚、借地借家、成年後見などの専門的な法律の知識を必要とする相談(弁護士)<br>(認定司法書士)<br>※弁護士法律相談(平日)の予約は毎週金曜日(閉庁日の場合は前日)8:45から翌週分を直通電話で受け付けます。 | 年金                | ㊦ 28(火)<br>国民年金課☎712-8538                                   | 13:00～16:30<br>(受付16:00まで)           | 各種公的年金について<br>(社会保険労務士)                      |
|            | ㊦ 11(土)<br>㊧ 15(水)  |  |   | 13:00～16:40       | 住宅リフォーム<br>予約優先   | ㊦ 9(木)、23(木)<br>街づくり推進課<br>☎712-6327 | 13:00～16:00<br>(受付15:00まで)                   |
| 弁護士法律(土曜)  | ㊦ 11(土)   |  |   | 後見制度<br>予約制       | 社会福祉協議会 21(火)<br>社会福祉協議会<br>☎320-4001                       | 9:00～16:00                           | 高齢者・障がい者の成年後見制度の相談(社会福祉士)                    |
| 司法書士法律(昼間) | ㊦ 15(水)<br>㊧ なし   | 13:00～16:40                              |   | 税金                | ㊦ 14(火)<br>㊧ なし   | 13:00～16:00                          |  |
| 司法書士法律(夜間) | ㊦ 1(水)、8(水)、15(水)、22(水)<br>㊧ 8(水)                         | 17:00～20:00                              |   | 交通事故              | ㊦ 9(木)、23(木)<br>㊧ 16(木)                                     | 10:00～15:00                          |  |

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、記載された催しなどが中止または延期となる場合があります。開催状況については各主催者にお問い合わせください。